

令和 年 月 日

甲 住 所 _____
氏 名 _____

乙 住 所 _____
会社名 _____
代表者 _____

【共同企業体の場合】

乙 共同企業体名 _____

代表構成員 _____
住 所 _____
会社名 _____
代表者 _____

構 成 員 _____
住 所 _____
会社名 _____
代表者 _____

構 成 員 _____
住 所 _____
会社名 _____
代表者 _____

構 成 員 _____
住 所 _____
会社名 _____
代表者 _____

目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (言語)	2
第4条 (通貨)	2
第5条 (計量単位)	2
第6条 (期間の計算)	2
第7条 (時刻)	2
第8条 (準拠法)	2
第9条 (業務の実施原則及び責任)	2
第10条 (指示等)	2
第11条 (業務の手段)	3
第12条 (秘密の保持)	3
第13条 (書面主義)	3
第14条 (契約の譲渡等の禁止)	3
第15条 (成果物及び著作権の使用等)	4
第16条 (特許権等の使用等)	4
第17条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	4
第2章 業務の実施	4
第1節 総則	4
第18条 (本委託の概要)	4
第19条 (委託期間)	5
第20条 (法令の遵守等)	5
第21条 (本業務の実施体制等)	5
第22条 (調査職員)	5
第23条 (統括責任者)	6
第24条 (電気主任技術者の選任等)	6
第25条 (委託開始に伴う既存施設の確認及び仕様)	7
第26条 (委託開始に伴う業務引継等)	7
第27条 (再委託)	8
第28条 (許認可)	8
第2節 業務の実施	8
第29条 (施設更新等に関する提案及び支援)	8
第30条 (乙の改善提案)	8

第31条	(要求水準書の変更等)	9
第32条	(要求水準書の変更に伴う措置)	9
第33条	(委託期間の変更方法)	9
第34条	(業務委託料の額の変更方法等)	9
第3節 緊急事態(災害・事故その他不可抗力)発生時の対応		10
第35条	(対応の基本)	10
第36条	(水質異常時の対応)	10
第37条	(異常水量への対応)	10
第38条	(協働の措置)	10
第39条	(臨機の措置)	10
第40条	(災害・事故発生時の指揮系統)	11
第41条	(災害・事故発生時の費用負担)	11
第4節 要求水準の未達等に対する措置		11
第42条	(改善通告)	11
第43条	(改善計画書の変更)	11
第44条	(業務委託料の支払い停止)	12
第45条	(業務委託料の減額)	12
第46条	(統括責任者等に対する措置請求)	12
第47条	(調査職員に対する措置請求)	12
第5節 業務委託料等		13
第48条	(検査)	13
第49条	(業務委託料の支払い)	13
第50条	(支払いの手続き)	13
第51条	(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)	13
第52条	(対象施設等の変更による業務委託料の変更)	14
第3章 リスク分担		14
第1節 一般事項		14
第53条	(所有権)	14
第54条	(保険)	14
第55条	(一般的損害)	14
第56条	(第三者に及ぼした損害)	14
第57条	(遅延損害金)	15
第2節 法令等の変更		15
第58条	(法令等の変更に伴う通知の付与及び協議)	15

第3節 不可抗力	15
第59条（不可抗力に伴う通知の付与及び協議）	15
第4章 契約の終了	16
第1節 契約の解除.....	16
第60条（甲による契約の解除）	16
第61条（乙による契約の解除）	17
第62条（法令変更による契約の解除）	18
第63条（不可抗力による契約の解除）	18
第64条（談合等不正行為に対する違約金等）	18
第2節 契約終了時の措置.....	19
第65条（委託期間満了に伴う業務引継等）	19
第66条（契約解除に伴う業務引継等）	19
第67条（契約終了時の既存施設の確認）	19
第68条（賠償等の徴収）	20
第69条（紛争の解決）	20
第5章 補則	21
第70条（個人情報取扱い）	21
第71条（解釈）	21
第72条（契約の変更）	21
第73条（公租公課の負担）	21
第74条（管轄裁判所）	21
第75条（契約書に定めのない事項及び解釈の疑義）	21
別紙.....	22
別紙1（個人情報取扱特記事項）	22
別紙2（委託料支払額予定表）	24

第1章 総則

(目的)

第1条 本業務は、甲が所管する下水道施設について、人口減少、施設の老朽化、技術者不足その他の社会的状況の変化を踏まえ、契約図書に基づく施設の維持管理業務及び改築に係る計画策定業務を乙に委託し、一体マネジメントを行うことにより、効率化をさらに進めることを目的としており、この契約は、その実施に関する権利義務関係その他必要な事項を定めるものである。

2 この契約は、下水道分野における管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5・更新支援型）として実施するものであり、民間事業者の技術的知見及び創意工夫を活用しつつ、甲が行う意思決定を適切に支援することを基本的な考え方とする。

なお、この契約は、甲が行う行政上の判断または意思決定を乙に代替させるものではない。

(用語の定義)

第2条 この契約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本業務：契約図書に基づき、乙が実施する「宮崎水資源再生センター包括維持管理外業務委託」をいう。

(2) 契約図書：次の各号に定める図書の総称をいう。また、以下の順にその解釈を優先するものとする。ただし、技術提案書に示された水準が質問回答書及び要求水準書に示された水準を上回る場合は、技術提案書の記載を優先するものとする。

イ この契約書

ロ 質問回答書

ハ 要求水準書

ニ 募集要項

ホ 技術提案書

(3) 要求水準：契約図書に定める要求水準をいう。

(4) 不可抗力：この契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、豪雨、暴風、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、疫病その他の自然災害又は戦争、暴動、騒乱、騒擾、テロ、放射能汚染、放火その他の人為的な現象のうち、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできないもので、甲又は乙によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生防止手段を合理的に期待できないものをいう。

(5) 現状有姿：施設等の引き渡し時点における物理的な状態及び性能をいう。

(6) モニタリング：甲または甲が指定する者が、乙の業務遂行状況が要求水準を満たしているかを確認・評価することをいう。

(7) セルフモニタリング：乙が自らの業務状況を自ら確認し、甲へ報告する行為をいう。

(8) 業務委託料：本業務の対価として、甲が乙に支払う費用をいう。

(言語)

第3条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

(通貨)

第4条 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第5条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、特に定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(期間の計算)

第6条 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(時刻)

第7条 本業務の履行に関して甲乙間で用いる時刻は日本標準時とする。

(準拠法)

第8条 この契約は、日本国の法令に準拠する。

(業務の実施原則及び責任)

第9条 本業務に伴う下水道法（昭和33年法律第79号）上の管理責任は、甲が負うものとする。

2 乙は、本業務の要求水準を満たすことを前提として、専門的知見に基づき、自己の裁量及び責任により誠実に実施するものとする。

3 乙は、要求水準の達成状況に応じて、契約図書に定めるところにより、業務委託料の支払及び成果の還元に関する取扱いを受けるものとする。

4 前項の規定は、施設等の不可避的な経年劣化、不可抗力、または乙の責めに帰すことができない事由により生じた性能の未達成についてまで、乙に対し結果の達成を無制限に保証する義務を課すものではない。

5 乙は、本業務の実施にあたり、甲の適切な意思決定を支援するため、専門的知見に基づき、合理的な根拠を有する技術的資料及び助言を甲に提供するものとする。

(指示等)

第10条 甲は、下水道法上の管理責任を果たすため必要と認めたときは、本業務に関する指示を乙に対して行うことができる。この場合、乙は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

2 本業務は、甲が所管する下水道施設に関する維持管理業務及び計画策定業務のうち、民間

事業者の専門的知見を活用することが有効である部分について、甲の責任の下で実施するものであり、甲が行う行政上の判断または意思決定を乙に代替させるものではない。

- 3 本業務は、改築工事の設計または施工を含むものではなく、改築工事に係る最終的な判断及び実施の責任は、引き続き甲に帰属するものとする。

(業務の手段)

第 11 条 乙は、特に定めがある場合又は前条の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、本業務の実施に必要な一切の手段等を乙の責任において定めるものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 この契約に関連して、甲または乙が相手方から開示を受けた技術情報、営業情報その他業務上の情報のうち、開示の時点において秘密である旨が明示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、第三者に開示し、または漏えいしてはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとする。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知となっている情報
- (2) 開示後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 法令または裁判所、監督官庁その他の公的機関の命令に基づき開示を求められた情報
- (4) 議会、監査、第三者モニタリングその他正当な行政目的のために必要な情報

- 3 甲は、法令その他の正当な理由に基づき秘密情報を開示する必要がある場合には、当該開示に先立ち、可能な限り乙に対してその旨を通知し、開示の範囲及び方法について協議するものとする。

- 4 乙は、本業務の遂行に必要な範囲を超えて秘密情報を利用してはならない。

- 5 この条の規定は、この契約の終了後においても、なお有効に存続するものとする。

(書面主義)

第 13 条 本業務における指示、請求、通知、報告、申出、承諾、承認、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 甲及び乙は、契約図書その他の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(契約の譲渡等の禁止)

第 14 条 乙は、契約図書に基づく地位または権利義務の全部または一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承諾に当たっては、本業務の継続性、公共性及び信頼性が確保されることを前提とする。

(成果物及び著作権の使用等)

第 15 条 本業務により乙が作成した報告書、資料その他の成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、乙に帰属するものとする。

- 2 甲は、前項の成果物について、本業務の実施・継続、将来計画、次期乙の選定及び業務引継ぎその他正当な行政目的のため、期間の制限なく、無償で、自らまたは第三者に対して自由に利用（複製、改変、翻案その他これらに類する行為を含む。）することができるものとする。
- 3 乙は、前項の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

(特許権等の使用等)

第 16 条 乙は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象物である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、その使用に関して要した費用の負担については、甲乙協議して決めるものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第 17 条 乙は、本件施設が下水道施設としての公共性を有することを十分理解し、本業務の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 甲は、本業務が、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、下水道事業を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第 2 章 業務の実施

第 1 節 総則

(本委託の概要)

第 18 条 乙は、契約図書に基づき、対象施設について、運転・管理、調査、点検、保守、修繕その他の業務を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の維持管理業務に加え、対象施設の更新に関し、甲が行う意思決定を支援するため、専門的知見に基づき、更新計画の検討、技術的助言、調査分析、資料作成、修繕の必要性その他の計画策定業務を行うものとする。
- 3 前項の計画策定業務は、更新工事の設計または施工を含むものではなく、当該工事の実施

に関する最終的な判断及び責任は、甲に帰属するものとする。

(委託期間)

第19条 委託期間は、令和9年4月1日の0時0分から令和19年3月31日の24時00分までとする。

2 移行期間における具体的な業務の実施方法等については、契約図書に定めるものとする。

(法令の遵守等)

第20条 乙は、本業務の実施に当たり、下水道法その他関係法令及び関係諸規程を遵守するとともに、善良な管理者の注意を以って、本業務を実施しなければならない。

(本業務の実施体制等)

第21条 本業務における実施体制は次のとおりとし、乙は本業務の実施に当たり要求水準を確保できる体制を確立し、緊密に連携するものとする。

- (1) 甲は、本業務を監督する調査職員を定め、その氏名その他の事項を乙に通知するものとする。また、調査職員を変更するときも同様とする。
- (2) 乙は、本業務遂行上の管理を掌る統括責任者を選任し、その氏名その他の事項を甲に通知するものとする。また、統括責任者を変更するときも同様とする。
- (3) 乙は、宮崎水資源再生センター包括維持管理業務を実施するに当たって業務を統括し、従事者を指揮監督する業務監理責任者を専任し、その氏名その他の事項を甲に通知するものとする。また、業務監理責任者を変更するときも同様とする。
- (4) 乙は、管路施設維持管理業務を実施するに当たって業務を統括し、従事者を指揮監督する業務責任者を選任し、その氏名その他の事項を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更するときも同様とする。
- (5) 乙は、計画策定業務の実施に際しては、要求水準書に基づき管理技術者及び照査技術者を選任し、その氏名その他の事項を甲に通知するものとする。また、管理技術者又は照査技術者を変更するときも同様とする。

(調査職員)

第22条 甲は、前条第1項(1)号に基づき2名以上の調査職員を置き、その氏名を乙に通知するものとする。また、調査職員を変更したときも同様とする。

2 調査職員は、契約図書の他の条項に定めるもの及び契約図書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 要求水準を満たす上で必要な乙に対する業務に関する指示
- (2) 契約図書の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) 本業務の履行に関する乙の統括責任者又は業務監理責任者、業務責任者及び管理技術者との協議

- (4) 本業務の進捗の確認、照会その他契約の履行状況の調査及び改善通告
- (5) モニタリングの実施及び通知
- 3 甲は、2名以上の調査職員に前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの調査職員が行使する権限の内容を乙に通知しなければならない。
- 4 契約図書に基づき乙が甲に対して行う報告等は、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって、甲に到達したものとみなす。
- 5 甲は、第2項に掲げる権限又はその他の権限の一部を調査職員に委任することができる。この場合において、甲は当該委任した権限の内容を乙に通知しなければならない。

(統括責任者)

- 第23条 乙は、第21条第1項(2)号に基づき、本業務の統括責任者を選任し、その氏名その他の事項を甲に通知するものとする。また、統括責任者を変更したときも同様とする。
- 2 統括責任者は、第21条第1項各号に基づいて定める業務監理責任者、業務責任者又は管理技術者が兼務することができるものとする。
 - 3 統括責任者はこの契約の履行に関し、業務の統括及び管理を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第46条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができるものとする。
 - 4 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを統括責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(電気主任技術者の選任等)

- 第24条 乙は、電気事業法第39条第1項の規定に基づき、経済産業省令で定める技術基準に適合するように自家用電気工作物を維持する義務を負い、維持及び管理の主体としてこれを行うものとする。
- 2 甲は、乙を電気事業法第43条第1項に定める事業用電気工作物を設置する者とみなし、乙は従事者等から要求水準書に定める電気工作物の維持及び運用に関する保安監督並びに保安のための監視、点検及び検査の管理に必要な電気主任技術者を選任し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。なお、電気事業法施行規則第52条第2項に基づき電気主任技術者の選任を行わない場合は、電気事業法施行規則第52の2に規定する要件に該当する者と保安管理業務の委託契約を締結し、所轄官庁に対する届け出を行うものとする。
 - 3 電気主任技術者は、次の各号によりその職務を行うものとする。
 - (1) 前項の電気主任技術者は電気工作物の維持及び運用に関する保安の監督を行うものとする。
 - (2) 甲は、自家用電気工作物の維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
 - (3) 自家用電気工作物の維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のため

にする指示に従うものとする。

(4) 電気主任技術者として選任された者は、自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安監督の職務を誠実に行うものとする。

- 4 電気主任技術者は、業務上重要な事項について、甲、乙各々に連絡、報告及び調整を行うものとする。ただし、緊急の場合においては、電気主任技術者は臨機の措置をとり、甲、乙各々に報告を行うものとする。

(委託開始に伴う既存施設の確認及び使用)

第 25 条 甲及び乙は、契約締結日の翌日から移行期間終了前日までの間において、既存施設の性状、規格、機能、数量等について、双方立会いの上、確認するものとする。この確認の方法等については、契約図書に定めるものとする。なお、既存施設の確認に係る費用は、乙の負担とする。

- 2 乙は、本業務の実施を目的として、既存施設を使用することができるものとする。
- 3 乙は、既存施設の現状（経年劣化、隠れた瑕疵を含む。）を十分に調査・認識した上で本業務に参画するものとし、「現状有姿」にて業務を引き受けるものとする。
- 4 乙は、既存施設について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。
- 5 第 1 項による確認の結果、既存施設に契約不適合があるときは、乙は甲に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補等を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項に係わらず、委託開始日から 1 年以内に、既存施設に契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(委託開始に伴う業務引継等)

第 26 条 乙の負担により、契約締結日の翌日から本業務開始の前日までに、本件施設の実施に必要な業務引継ぎ等が終了するよう努めるものとする。なお、業務引継ぎ等の内容等については、契約図書によるものとする。

- 2 甲又は甲の指定する者は、乙が本件施設の実施に必要とする一切の書類、データ、本件施設の状況等（以下「本件施設の情報等」という。）を、乙に適切に開示するものとする。
- 3 前項のほか、甲又は甲の指定する者は、乙が本業務の実施に必要とする教育・研修等への協力及び支援を行うものとする。
- 4 乙は、本業務を実施する上で必要となる本件施設の情報等を十分に把握するとともに、教育・研修等を通じて、本件施設の習熟に努めるものとする。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は第 1 項に規定する乙による業務引継ぎ等は行わないことができる。
 - (1) 業務引継ぎ等の必要がない事由を乙が書面で提出し、これを甲が認めたとき。
 - (2) 甲が、本件施設に関する乙による業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

(再委託)

第 27 条 乙は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ当該再委託の内容、範囲及び再委託先を明らかにした上で、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定に基づき再委託を行った場合においても、当該再委託先の行為について、自ら業務を遂行した場合と同様の一切の責任を負うものとする。

(許認可)

第 28 条 本業務の実施に関し、国及び地方公共団体その他関係機関への届出、許認可等が必要となる場合は、乙は乙の責任と費用によりこれを行ない、甲に事前に報告するものとする。この場合において、甲は、乙の請求により必要な協力を行なうものとする。

第 2 節 業務の実施

(施設更新等に関する提案及び支援)

第 29 条 乙は、本件施設の修繕によってその機能を維持することができないと認められるとき、若しくはそのおそれがあるとき、又は修繕によって機能を維持することが著しく非合理的であると認められるときは、甲に対し、その旨を報告するとともに、施設の更新又は長寿命化対策の必要性について技術的見地から提案を行うものとする。

2 甲は、前項の報告及び提案を受けたときは、本件施設の現況を確認のうえ、施設の更新又は長寿命化対策の必要性について検討し、その結果を乙に通知するものとする。

3 乙は、甲が前項の検討を行うにあたり必要と認めるときは、本件施設の更新又は長寿命化対策に関する技術的助言、資料作成その他必要な支援を行うものとする。

4 甲は、第 2 項の検討にあたっては、乙の業務遂行及び安全衛生管理上の要請に十分配慮するものとする。

5 第 1 項の報告及び提案がなされたにもかかわらず、社会通念上必要かつ相当な期間において、甲が必要な施設の更新又は長寿命化対策に係る対応を行わなかったことにより、乙又は第三者に損害が生じた場合には、甲は当該損害を負担するものとする。ただし、乙に故意又は過失がある場合には、甲はその程度に応じて乙に対し負うべき損害賠償と相殺し、又は第三者に対して行った損害賠償について乙に求償することができる。

6 乙による当該年度における提案の期限については、翌年度予算要望の期限をふまえ、調査職員と十分調整を行うこと。

(乙の改善提案)

第 30 条 乙は、本業務について、業務の水準を要求水準から低下させることなく、契約図書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の乙が提案できる範囲は、業務委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

第 31 条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して契約図書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後 14 日以内に、当該変更が本業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて契約図書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。
- 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。
- 4 法令等の変更により、契約図書の内容を変更する必要があるときは、第 60 条の定めに従うものとする。

(要求水準書の変更に伴う措置)

第 32 条 前条第 2 項により契約図書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害（業務委託料の減額は除く）が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて業務委託料を減額するものとする。

- 2 前項において、甲の負担する額又は乙の業務委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、第 30 条第 1 項に伴う乙の業務委託料の減額については、業務委託料の額が低減すると見込まれる額の 10 分の 9 に相当する額を削減しないものとする。
- 3 前項により、業務委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。

(委託期間の変更方法)

第 33 条 委託期間の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託期間の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の額の変更方法等)

第 34 条 業務委託料の額の変更については、甲と乙が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、業務委託料の額の変更事由が生じ、請求を行った日又は請求を受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知

することができる。

- 3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

第3節 緊急事態（災害・事故その他不可抗力）発生時の対応

（対応の基本）

第35条 乙は、本業務の実施に関連して、事故、災害、設備の重大な故障その他の危機的事象が発生した場合には、甲又は関係機関と連携し、最大限、下水道施設の機能確保に努めるものとする。

（水質異常時の対応）

第36条 不可抗力その他、乙の責めによらず、悪質な流入水により、放流水の遵守基準を満足しないとき又はその恐れがあるとき（以下「水質異常」という。）は、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を協議しなければならない。

（異常水量への対応）

第37条 不可抗力その他、乙の責めによらず、宮崎水資源再生センター及びポンプ場の浸水又はその恐れがあるときは、乙は、直ちに口頭によりその旨を甲に報告し、甲及び乙はその対応を速やかに協議しなければならない。

（協働の措置）

第38条 第35条において、危機的事象が発生した場合、第三者又はその他への損害を最小限にとどめるため、甲及び乙は協働して必要な措置を講ずるものとし、乙は、最大限の誠意と努力を以って、甲に協力する義務を負うものとする。

- 2 この条の規定は、乙が当該事象について契約図書に基づき負う責任を免除するものではない。

（臨機の措置）

第39条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、乙は当該措置の内容を、甲に直ちに通知するものとする。
- 3 甲は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。

- 4 乙が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本業務の範囲外であると認められる部分については、甲がこれを負担するものとし、その額は、甲乙協議の上で定めるものとする。

(災害・事故発生時の指揮系統)

- 第40条 甲は、第36条又は第37条を除く緊急事態の発生又は発生のおそれが生じ、本業務の実施に甲の介入が必要であると認めたときは、直ちに統括責任者にその旨を通知するものとする。なお、本項の通知は緊急のときは書面によることを要しない。
- 2 乙は、前項の通知を受けたときは、統括責任者は調査職員又はその他の甲の職員の指示に従い、乙の従事者等は、統括責任者から業務監理責任者又は業務責任者を通じ、調査職員又はその他の甲の職員の指示に従わなければならない。ただし、乙は、労働安全衛生その他法令等の義務を遵守するため必要な場合には、当該指示について甲と協議することができる。
 - 3 他の下水道事業体又はその関連団体等から、甲に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合、甲は、乙に当該協力を要請することができる。

(災害・事故発生時の費用負担)

- 第41条 甲は、前条第2項の規定に従い、乙が甲の指示に従ったことによる増加費用の額及び支払い方法等は、甲乙協議の上で定めるものとする。

第4節 要求水準の未達等に対する措置

(改善通告)

- 第42条 甲によるモニタリングの結果、要求水準の未達が判明した場合には、甲は乙に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告するものとする。
- 2 乙は、前項の通告を受領したときは、ただちに改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を甲に提出するとともに、月間業務実施報告書において、その実施状況を報告しなければならない。
 - 3 甲は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、乙に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(改善計画書の変更)

- 第43条 甲は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、甲は乙に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。
- 3 前条及びこの条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

(業務委託料の支払い停止)

第44条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、甲は乙に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、当該未達に係る業務に対応する業務委託料の範囲において、支払いを停止することができるものとする。

- 2 前項の支払停止を行なう場合には、甲は乙に対して、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 当該要求水準の未達が是正されたときは、甲は第1項に基づき支払いを停止していた業務委託料を速やかに乙に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。
- 4 この条第1項の規定に基づき、業務委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、第62条第1項(2)号の定めに従うことができるものとする。

(業務委託料の減額)

第45条 本業務において、性能の確保を達成しないときは、業務委託料を減額する場合がある。

- 2 前項の業務委託料の減額に関する方法、時期、その他は契約図書に定めるところによるものとする。
- 3 第1項に基づく業務委託料の減額を受けたことを以って、乙はその損害を賠償すべき責めを免れるものではない。

(統括責任者等に対する措置請求)

第46条 甲は性能未達成が、統括責任者、業務監理責任者、業務責任者、管理技術者又は乙の従事者若しくは第27条の規定により乙から業務を委託され、若しくは請け負った者及びこれら関係者の責によると認められる場合は、交代等に関して必要な措置を請求することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(調査職員に対する措置請求)

第47条 乙は、調査職員がその職務の執行が不相当と認められるときは、甲に対し、その理由を明らかにして、必要な措置を請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から10日以内に乙に通知しなければならない。

第5節 業務委託料等

(検査)

第48条 乙は、業務が終了した都度、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた調査職員は、前項により業務終了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。
- 3 乙は、業務が前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期限までに修正して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修正の完了を業務の終了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第49条 本業務に係る業務委託料は、「別紙2 委託料支払額予定表」に定める金額とする。

- 2 前項のうち、宮崎水資源再生センター包括維持管理業務に係る業務別委託料については、月払いによるものとする。
- 3 管路施設維持管理業務のうち緊急対応業務に係る業務別委託料については、四半期ごとに支払うものとする。
- 4 管路施設維持管理業務のうち計画的維持管理業務並びに計画策定業務に係る業務別委託料については、年度ごとに支払うものとする。
- 5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変更が生じた場合は、甲はこの契約を変更することなく業務委託料の相当額を加減して支払うものとする。

(支払いの手続き)

第50条 乙は、第48条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に、業務委託料を支払わなければならない。なお、業務委託料は乙が指定する口座に振り込むものとする。

(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)

第51条 甲又は乙は、委託期間内において、契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務別委託料の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の額の変更を請求することができる。

- 2 予期することのできない特別な事情により委託期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務別委託料の額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、業務委託料の額の変更を請求することができる。
- 3 甲又は乙により前2項の請求があったときは、甲乙協議のうえ、その額を定めるものとする。

る。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知するものとする。

(対象施設等の変更による業務委託料の変更)

第52条 甲又は乙は、本業務における対象施設又は対象業務が著しく変更となり、業務別委託料の額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の額の変更を請求することができる。

2 業務委託料の変更額及び支払時期については、契約変更協議書に基づき、甲及び乙が協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知するものとする。

3 同一年度内に業務委託料の変更が複数ある場合は、当該年度末に一括して変更することができる。

第3章 リスク分担

第1節 一般事項

(所有権)

第53条 本件施設の所有権は、甲に帰属する。

(保険)

第54条 乙は、本業務の遂行に伴い生じ得る事故及び損害に備え、乙は委託期間中、乙の費用により、損害賠償責任保険、労働者災害保険、その他業務の履行に必要な補償内容及び補償金額を有する保険に加入しなければならない。

2 乙は、前項の保険に加入したときは、その保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

3 この条の規定は、乙が契約図書に基づき負う責任を軽減または免除するものではない。

(一般的損害)

第55条 本業務の実施に関し、乙の故意又は過失によって生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第56条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害(第2項及び第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

- 2 第 36 条及び第 37 条並びに、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の責めに帰すべき事由があることを知りながら、これを通知しなかったときは、乙がその賠償額を負担する。
- 3 前項において、本業務の実施に関し、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担するものとする。
- 4 業務を行うにあたり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第 57 条 甲又は乙が、契約図書に基づいて履行すべき業務委託料、賠償金、損害金、違約金その他の金銭の支払を遅延した場合は、甲又は乙は相手方に対して、当該支払うべき金額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項及び同法第 14 条に基づき財務大臣が決定する割合で計算した額の遅延利息を付した上で、遅延損害金として支払うものとする。

第 2 節 法令等の変更

(法令等の変更に伴う通知の付与及び協議)

- 第 58 条 社会経済情勢の変化、法令の制定または改廃、下水道事業を巡る政策の転換その他やむを得ない事情により、契約図書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき又は著しく困難になったときは、甲または乙は、その内容の詳細を記載した書面を以って、直ちにこれを相手方に対して通知するものとする。
- 2 甲又は乙は相手方から前項の通知を受領したときは、甲及び乙は、当該法令等の変更に対応するため、速やかに業務の実施方法又は契約図書の変更について、協議するものとする。また、これに伴い業務委託料が不適当となった場合は、併せて協議するものとする。
 - 3 この条の規定は、乙に対し、協議により合意されていない契約内容の変更を一方的に受忍させるものではない。

第 3 節 不可抗力

(不可抗力に伴う通知の付与及び協議)

第 59 条 不可抗力により契約図書で提示された条件に従って本業務を実施することができなくなったとき、又は著しく困難になったときは、乙はその内容の詳細を記載した書面を以って、直ちに甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、損害状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。
- 3 乙が前項の通知を受領したときは、甲及び乙は、当該不可抗力に対応するために速やかに業務の実施方法又は契約図書の変更について、協議するものとする。また、これに伴い業務委託料が不適當となった場合は、併せて協議するものとする。

第4章 契約の終了

第1節 契約の解除

(甲による契約の解除)

第60条 甲は、次の各号の一つに該当する場合には、乙に対して書面により通知した上で、契約を解除することができるものとする。

- (1) 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき
- (2) 契約図書に基づく甲のモニタリングの結果、乙の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。
- (3) 乙が、自らの事業実施を放棄したとき。
- (4) 乙が、銀行取引を停止されたとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体（以下「JV」という。）の場合は各構成員のいずれか）が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立て（以下「倒産手続開始申立て」という。）を取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。ただし、乙がJVのときは、甲は、この契約の解除の前に、当該倒産手続開始申立て等が本業務の履行に支障を及ぼすか否かにつき、乙と協議することができるものとする。
- (6) 前号までに規定するもののほか、乙がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (7) 第63条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ この契約に関し、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。
 - ト この契約に関し、乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（この号へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、乙は、甲の請求に基づき、甲の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1とする。
 - 3 前項は、甲に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（乙による契約の解除）

- 第61条 乙は、次の各号の一つに該当する場合には、甲に対して書面により通知した上で、契約を解除することができる。
- (1) 甲がこの契約に基づいて履行すべき業務委託料の支払いについて、第50条第2項に定める支払期限を経過してから60日を経過しても業務委託料の支払を行わなかったとき。
 - (2) 甲が、この契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを乙が甲に対して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
 - (3) 甲の責めに帰する事由により、本業務の履行が不能となったとき。
- 2 前項の規定により契約が終了する場合は、甲は乙に対して、委託期間の終了日までの業務委託料のうち既に完了している業務の未払いの業務委託料を支払うものとする。この場合における業務委託料の支払い手続きは、第50条の定めを準用するものとする。
 - 3 前項のほか、甲は、乙の請求に基づき、乙の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。この違約金の額は、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1とする。
 - 4 前項は、乙に生じた損害額が前項の違約金の額を超える場合は、乙がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(法令変更による契約の解除)

第 62 条 契約期間において、第 58 条第 2 項に基づく協議にもかかわらず、法令変更により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第 63 条 委託期間において、第 61 条第 3 項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力により、甲が本業務の継続が困難と判断した場合又はこの契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除する場合は、甲は乙に対して、委託期間の終了日までの業務委託料のうち未払いの業務委託料について、甲及び乙の協議に基づき、未実施業務分の業務委託料を減額した上で支払うものとする。この場合における業務委託料の支払いの手続きは、第 49 条の規定を準用する。

(談合等不正行為に対する違約金等)

第 64 条 この契約に関し、乙 (JV の場合は、その構成員) が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約の業務委託料 (業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料) の 10 分の 2 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 3 条に違反又は乙が構成事業者となっている事業者団体 (以下「乙等」という。) が独占禁止法第 8 条第 1 号に違反したことにより、公正取引委員会が乙等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令 (以下「納付命令」という。) を行い、当該納付命令が確定したとき (確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 に基づく排除措置命令 (これらの命令が乙又は乙等に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。) において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間 (これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令におけ

る課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に事業者の選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 の 6 に規定する刑が確定したとき。

2 前項は、甲に生じた損害額が前項の損害額を超える場合は、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

第 2 節 契約終了時の措置

（委託期間満了に伴う業務引継等）

第 65 条 乙は、委託期間の終了日までに、乙の責任と費用により、甲又は甲の指定する者に、本件施設の運転及び維持管理に関する業務の引継、研修・指導等（以下「終了時の業務引継ぎ等」という。）を行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する乙による終了時の業務引継ぎ等を行わないことができる。

(1) 乙が、終了時の業務引継ぎ等の必要がない事由を書面で提出し、これを甲が認めたとき。

(2) 甲が、終了時の業務引継ぎ等が必要ないと認めたとき。

3 第 1 項に定める乙による終了時の業務引継ぎ等の実施期間及び内容等については、契約図書に記載するほか、甲乙協議により定めるものとする。

（契約解除に伴う業務引継等）

第 66 条 契約が解除されたときの業務引継ぎ等については、次の措置を講ずるものとする。

2 第 60 条によるときは、第 65 条第 1 項に記載する「委託期間の終了日までに」を「甲が定める期日まで」と読み替え、第 66 条を適用するものとする。

3 第 63 条によるときは、業務引継ぎ等に係る費用は、甲の負担とする。この場合、業務引継ぎ等の実施時期、費用等については、甲乙協議の上で定めるものとする。

（契約終了時の既存施設の確認）

第 67 条 契約が終了するときは、甲及び乙は双方が立会いの上、既存施設について、第 25 条第 1 項に基づき確認した既存施設（委託期間中に、既存施設が追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）の健全性について確認するものとする。この確認の方法等については、契約図書に定めるものとする。なお、既存施設の確認に係る費用は、乙の負担するものとする。

- 2 前項に定める既存施設の確認は、委託期間満了による契約終了のときは、委託期間終了日までに完了するものとし、契約解除に伴う契約終了のときは、甲及び乙が協議の上、確認時期・期間等について定めるものとする。
- 3 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 前項による確認の結果、既存施設に契約不適合があるときは、甲は乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は損害賠償を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が軽微である場合は、この限りではない。
- 6 甲は、前項に係わらず、この契約終了日より1年以内に、既存施設に契約不適合を発見したときは、前項に定める措置を講ずることができるものとする。

(賠償等の徴収)

第 68 条 乙が契約図書に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料の額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第 69 条 この契約の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲と乙との間に紛争を生じたときは、甲及び乙は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙とで折半し、その他のものは甲と乙とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、統括責任者等の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び調査職員の業務の執行に関する紛争については、第 46 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定により乙が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに第 46 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の甲と乙との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律

第 109 号) に基づく訴えの提起又は民事調停法 (昭和 26 年法律第 222 号) に基づく調停の申立てを行うことができる。

- 4 甲又は乙は、申出により、この契約の各条項の規定により行う甲と乙との間の協議に第 1 項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を読み替えて準用する。

第 5 章 補 則

(個人情報取扱い)

第 70 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙 1 に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 2 甲は、乙がこの条に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(解釈)

第 71 条 甲が契約図書に基づき書類の受理、通知、立会い、承認、承諾を行い、又は説明若しくは報告を求めたことを以って、甲が乙の責任において行うべき本業務の一部又は全部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(契約の変更)

第 72 条 契約図書に定めがあるほかは、甲と乙の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容の変更を行うことができるものとする。

(公租公課の負担)

第 73 条 契約に関連して生じる公租公課は、すべて乙の負担とする。甲は、業務委託料及びこれに対する消費税額を支払うほか、契約に関連するすべての公租公課について、別途負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第 74 条 契約図書に関する紛争につき、裁判上の解決を図る場合は、甲の所在地を管轄する大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約書に定めのない事項及び解釈の疑義)

第 75 条 契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は契約書の解釈に関して疑義を生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

別紙

別紙1（個人情報取扱特記事項）

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 目的外利用及び提供の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第4 再委託

乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行うものとし、再委託（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

なお、甲の承諾を得て乙が再委託する場合において、乙は、適正な個人情報の取扱いのため、再委託先に対しこの特記事項を遵守させなければならない。甲の承諾を得て再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第5 複写又は複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6 収集の制限

乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報を収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第7 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第8 持ち出しの禁止

乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 従事者の明確化

乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければならない。

第10 従事者への監督及び教育

乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第11 従事者への周知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第12 事故報告

乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第13 資料等の返還及び消去

乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第14 契約の解除及び損害賠償

甲は、乙が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第15 報告義務

乙は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について甲に対して定期的に報告しなければならない。

第16 検査

甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、乙及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。

別紙 2 (委託料支払額予定表)

委託料支払額予定表

1 / 3

(単位 : 円)

年度	月	支払額 (税込)
令和 9 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	
令和 10 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	

年度	月	支払額 (税込)
令和 11 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	
令和 12 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	

委託料支払額予定表

2 / 3

(単位：円)

年度	月	支払額 (税込)
令和 13 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	
令和 14 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	

年度	月	支払額 (税込)
令和 15 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	
令和 16 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	

委託料支払額予定表

3 / 3

(単位：円)

年度	月	支払額（税込）
令和 17 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	

年度	月	支払額（税込）
令和 18 年度	4月	
	5月	
	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
	計	

総合計（令和9年度～令和18年度）